

○三ヶ根山スカイライン自動車道事業供用約款

(約款の効力)

第1条 当社の経営に係る次の一般自動車道(以下「自動車道」という。)の供用に関してする契約は、特約のある場合を除き、この約款によるものとする。ただし、この約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によるものとする。

(1) 三ヶ根山スカイライン

(愛知県西尾市東幡豆町入会山1番141から愛知県蒲郡市金平町牛転49番1まで)

(供用期間等)

第2条 自動車道を使用できる期間(以下「供用期間」という。)は通年とし、自動車道を使用できる時間(以下「供用時間」という。)は次表のとおりとする。

月別	供用時間
通年	午前8時から午後8時まで及び12月31日午後11時から 1月1日午前8時まで

(使用料金)

第3条 自動車道の使用料金は、供用の日において運輸大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第4条 使用券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通使用券 通用1回限り
- (2) 回数使用券 通用期間は、発行当日から6か月

(使用料金の収受等)

第5条 自動車道を通行する自動車の運転者又はその同乗者(以下「使用者」という。)は、所定の料金徴収所において、使用料金を支払うとともに普通使用券を受け取り、又は回数使用券を提示して所定の手続を受けなければならない。

2 回数使用券については、券片を切りはなして使用することはできない。

(使用券の所持等)

第6条 使用者は、前条第1項の料金徴収所を通過をしてからその自動車道の使用を終えるまでの間同項の使用券を所持し、当社の係員から請求があった場合は、これを提示しなければならない。ただし、当社の係員が使用券を回収した場合は、この限りでない。

2 当社は、使用者が前項の提示をしない場合は、自動車道に進入した後に使用券を紛失

したことが明らかな場合を除き、使用区間に対する使用料金を収受する。

(自動車道の不正使用)

第7条 当社は、自動車道を不正に使用した者については、使用料金の他にその倍額に相当する金額を収受することができる。

(使用料金の払いもどし等)

第8条 当社は、未使用で有効期間内の使用券(次項の証票を含む。以下同じ。))について払いもどしの請求があった場合は、当該使用券に表示された金額(回数券については表紙記載の発売金額×未使用券片数/総券片数の金額)からその10パーセントの手数料を差し引いた残額を払いもどしする。なお、当社の理由により回数券を払いもどしする場合は、手数料を差し引かない。ただし、払いもどし金額の10円未満の端数は、切り捨てる。

2 当社は、天災その他やむを得ない理由により自動車道の供用ができなくなった場合は、普通使用券については収受した使用料金に相当する金額を払いもどし、第5条第1項の手続を受けた回数使用券については券面に表示された区間を使用することができる証票を交付する。

3 当社は、前項の理由により自動車道の供用ができない期間が1日を超えた場合は、回数使用券の有効期間を、その超えた日数だけ延長する。

4 前2項の規定は、自動車道の供用ができなくなったことにつき責任のある使用者に対しては適用しない。

5 当社は、使用者が第2項以外の理由により自動車道からの退去を求められた場合は、使用料金の払いもどしをしない。

(係員の指示)

第9条 使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持又は交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(供用の拒絶)

第10条 当社は、次の場合は自動車道の供用を拒絶する。

- (1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合
- (2) 自動車道の使用が供用時間外となる場合
- (3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 自動車道の使用が公の秩序又は善良な風俗に反する場合
- (5) 国又は地方公共団体若しくはこれに準ずる団体の主催する特別な各種催し物の場として使用するため一時閉鎖する場合
- (6) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合

- 2 当社は、使用者が前条若しくは第13条の規定に違反した場合又は自動車道の使用が前項第1号から第5号までのいずれかに該当することとなった場合若しくは前項第6号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道から退去を求めることができる。

(当社の責任)

第11条 当社は、自動車道の使用により、使用者の生命身体又は財産に損害を与えた場合は、これを賠償する。

- 2 前項の場合において、当社の責任は、使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退去したときに終わる。

- 3 第1項の規定は、次の各号のいずれかによる損害の場合は適用しない。

- (1) 使用者の故意又は過失
- (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突
- (3) 盗難その他第三者による危害
- (4) 天災地変その他の不可抗力

(使用者の責任)

第12条 自動車道又はこれに附属する設備を故意又は過失により棄損した使用者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第13条 使用者は、当社の許可を得ずに自動車道において物品の販売又は頒布、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。

〔附〕 保安上の供用制限

当社一般自動車道三ヶ根山スカイライン(供用区間自：愛知県西尾市東幡豆町入会山1番141(起点)至：愛知県蒲郡市金平町牛転49番1(終点))を通行する自動車についての保安上の供用制限は、次による。

- 1 自動車(人が乗車し、又は貨物が積載される場合にあつてはその状態)の長さ、幅、高さ、重量

長さ 12.0メートル以下

幅 2.5メートル以下

高さ 3.8メートル以下

重量 20.0トン以下

- 2 速度

(イ) 愛知県西尾市東幡豆町入会山1番141(起点)から、愛知県西尾市東幡豆町大境18の72まで

料程 3.16キロメートル

乗用自動車 40キロメートル／時

乗合型自動車 40キロメートル／時

貨物自動車 40キロメートル／時

(ロ) 愛知県西尾市東幡豆町大境18の72から愛知県蒲郡市金平町牛転49番1(終点)まで

料程 1.94キロメートル

乗用自動車 30キロメートル／時

乗合型自動車 30キロメートル／時

貨物自動車 30キロメートル／時

3 カタピラを有する自動車等の通行禁止

カタピラを有する自動車その他自動車道に損傷を与えるおそれのある構造を有する自動車は、通行を禁止する。